

草、枝木の出し方を変更しました。

平成 30 年度より、草、枝木のごみステーションへの出し方を変更いたしました。下記の図のように、50 センチメートル以下に切り袋に入れてお出してください。または、袋へ入りきらないサイズについては町指定ごみ袋を枝木に巻き付け、ひもで縛ってからお出してください。出し方の詳細は、下記をご覧ください。

今までは草、枝木をひもで縛った状態でごみステーションへ出されていた場合、収集してはいましたが、草、枝木も燃やせるごみであるため町指定のごみ袋へ入れていただき、処理費用を負担していただく必要がございます。よって処理手数料における公平性の観点から、排出方法を変更いたしました。

皆様のご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。



↑
(大) 40cm 程度
(中) 35cm 程度
(小) 30cm 程度
↓

← 50cm 以下 →

【草、枝木の出し方】

① 長与町指定ごみ袋に入れて出す場合

枝木の長さを 50 センチメートル以下に切り、町指定ごみ袋へ入れ、袋口を結んで出してください。

※袋からはみ出さず、袋口を結ぶことができるなら、大・中・小どのサイズの町指定ごみ袋に入れていただいても大丈夫です。

② 長与町指定ごみ袋を巻き付けて出す場合

・必ず町指定ごみ袋を巻きつけ、ひもで束ねてください。

・枝木の長さは 50 センチメートル以下に切り、太さは直径 40 センチメートル以下になるよう束ねてください。

・巻き付ける袋のサイズは、草・枝木を束ねた際にごみ袋に入る大きさとしします。

※巻き付ける袋のサイズは、大は直径 40 センチメートル、中は直径 35 センチメートル、小は直径 30 センチメートル程度を目安にお願いします（長さは 50 センチメートル以下で統一）。

注意：町指定のごみ袋に入れていない、町指定のごみ袋を巻き付けていない、長さ 50 センチメートル超または太さ直径 40 センチメートル超の場合は、警告シールを貼りごみステーションに残します。

<よくある質問>

Q. 袋が破けてしまった場合はどうすればよい？

A. 少し破けた、枝が突き出てしまった、という場合はそのままお出してください。

袋が大きく破損し、草、枝木を入れられない、入れることができても持ち運べない状態である場合は、袋ごとそのまま新しい袋に入れていただくか、ひもで縛ってお出してください。その際、袋から草や枝葉がちらからないようにしてお出してください。

Q. 袋が閉まらないが、そのまま出しても大丈夫か？

A. 必ず袋の口は閉めてから出してください。入りきらない枝木は折るか、切って袋の中に入る大きさにしてください。もしくは枝木についてはごみ袋を巻き付け、ひもで縛ってからお出してください。

Q. ボランティアで公共の場所の草、枝木を切った場合も袋に入れないといけないのか。

A. 公共の草、枝木を刈っていただいた場合、住民環境課の窓口にてボランティア袋を配布しておりますので、お手数おかけしますが袋を取りに来てくださるようお願いいたします。

Q. 近所の方の草、枝木を好意で切ったのだが、これもごみ袋に入れる必要があるのか。

A. ごみ袋に入れるか、ごみ袋を巻き付けていただくようお願いいたします。

Q. 燃やせるものをわざわざごみ袋に入れて出させたり、袋を巻き付けることは、環境への配慮に欠けるのではないか。

A. ごみを増やすのではなく、ごみ処理費用を負担していただくという考えの下、ごみ袋へ入れていただくか巻き付けてもらっています。

Q. ごみ袋を巻き付けて出す場合、袋の持ち手で枝木を縛って出してもよいか。

A. 枝木は袋を巻き付けた後、上からなるべく紐で縛ってお出してください。袋のみで縛った状態でも持ち運ぶ際に崩れず、安定するようであればそのままお出してください。